

重要事項説明書 <令和8年4月1日現在>

医療法人 一誠会

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

サービス提供の開始にあたり、事業所があなたに説明すべき事項は以下のとおりです。

1. サービス提供事業所の概要および職員体制

事業所名	医療法人 一誠会 はらだ内科内視鏡健診クリニック			
所在地	〒070-0031 旭川市1条通16丁目右7号 TEL 0166-23-2780 FAX 0166-25-7893			
管理者職氏名	理事長 原田一道			
開設年月日	令和6年6月1日			
事業所番号	0112919808			
営業日及び 営業時間	月曜日 ~ 土曜日 (祝日および12/30~1/3、8/15除く) 8:30 ~ 17:00 (土曜日は12:30)			
サービス提供時間	8:30 ~ 17:00 (土曜日は12:30)			
職種	職員数	常勤	非常勤	備考
管理者	1	1	0	
医師	2	2	0	
看護師	11	7	4	

2. 職員の職務内容・時間帯

職種	職務内容・時間帯
管理者	管理者は職員を指揮監督し、業務全般の管理を行う。
医師	<ul style="list-style-type: none">・通院が困難な利用者に対して、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学管理に基づいて、居宅介護支援事業者その他の事業者に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行う。・利用者又はその家族等に対する居宅サービスを利用するうえでの留意点・介護方法等について指導および助言を行う。 8:30 ~ 17:00

3. 提供するサービス内容

居宅療養管理指導

要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医師が、通院困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況や置かれている環境などを把握し、療養上必要な医学的管理・指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

4. 利用料金

介護保険で定める利用者一部負担金 () は2割・3割負担の場合

居宅療養管理指導費料 (医師が行う場合・月2回まで)		
下記以外の場合	単一建物居住者1人の場合	¥515 (¥1,030・¥1,545)
	単一建物居住者2～9人の場合	¥487 (¥974・¥1,461)
	単一建物居住者10人以上の場合	¥446 (¥892・¥1,338)
在宅時医学総合管理料 または特定施設入居時等 医学総合管理料を算定する場合	単一建物居住者1人の場合	¥299 (¥598・¥897)
	単一建物居住者2～9人の場合	¥287 (¥574・¥861)
	単一建物居住者10人以上の場合	¥260 (¥520・¥780)

※ 介護保険法改正による介護報酬改定がある場合、厚生労働省の告示に基づき、料金表は更新されます。

お支払い方法 ～ 毎月10日頃に請求書を郵送します。

口座振替により、毎月27日 (土日祝の場合は翌平日) に
ご指定の口座から引き落としとなります。

5. 秘密保持・個人情報の取り扱い

当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者またはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙のとおり定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。尚、個人情報の使用に際しては、予め当該使用についての文書による同意をいただくこととします。

6. 苦情等相談窓口

サービスに対する 苦情・ 相談窓口	山本 康夫 対応時間 8:30 ～ 17:00 (月～金) TEL: 0166-23-2780 FAX: 0166-25-7893
苦情処理の体制 及び手順	担当者または苦情受付者より管理者へ報告し、内容等の確認をいたします。 管理者への報告後、直ちに関係各者へ対応を協議し、申し立て者への今後の対応報告を行います。また、再発防止に向けて苦情内容とその対応について、職員に周知・徹底をいたします。